

『ぐんま緑の県民税』の使い道① 一条件不利地森林整備一

「道から離れている…」「何十年も手入れを行っていない…」そんな森林はありませんか？

間伐等の必要な手入れが行われない森林では、立木が混み合い、日が差し込まなくなることで下草が生えなくなり、雨水が表土を流れて土壤を侵食し、土砂災害などを引き起こす可能性が高まります。

群馬県では『ぐんま緑の県民税』を使い、そういった条件不利地の森林整備を行うことで、「森林の公益的機能の維持・増進、災害に強い森林づくり」を目指しております。

※木材を販売するなどといった林業経営行為としての森林整備とは異なります。

【対象森林の条件】

- ・人工林である
- ・過去15年以上森林整備がされていない
- ・林道及び市町村道から概ね200m以上離れている
又は傾斜度が30度以上



【施業前】



【施業後】

○その他事業の詳しい整備条件・整備内容は「ぐんま緑の県民基金水源地域等の森林整備事業実施要綱」をご確認ください。

「第21回わたらせ森と木のまつり」は11月16日に開催いたします

木材やきのこ等、地域における林産物の普及啓発活動を通し、地域の森林・林業・木材・きのこ産業の活性化を図ることを目的として、来る令和7年11月16日（日）、桐生市稻荷町の新川公園を会場に、わたらせ森と木のまつりが開催されます。会場では木工クラフトをはじめ、木の実や蔓を使ったリース作り、きのこ汁の無料配布など、様々な催しが展開される予定となっております。当組合では、毎年好評頂いております「間伐材を使ったお絵描き」を子供たちに体験してもらうコーナーを予定しております。是非、ご家族皆様でおでかけください。



立木証明書の発行は森林組合で

当組合では立木証明書の発行を承っております。相続のお手続きなど、立木証明書の発行が必要な場合には、当組合事務所までお気軽にお問合せください。

なお立木証明書の発行には、必要書類をお預かりしてから立木証明書をお渡しするまで、1週間ほどお時間をいただいております。発行のお手続きは、期限に余裕をもってしていただきますようお願いいたします。

※「立木証明願」(立木証明書の申請書)が、当組合公式ホームページからダウンロードできるようになりました。ぜひご活用ください。

公式ホームページURL ↓

<https://kirimori.jp>

公式ホームページQRコード ↓

